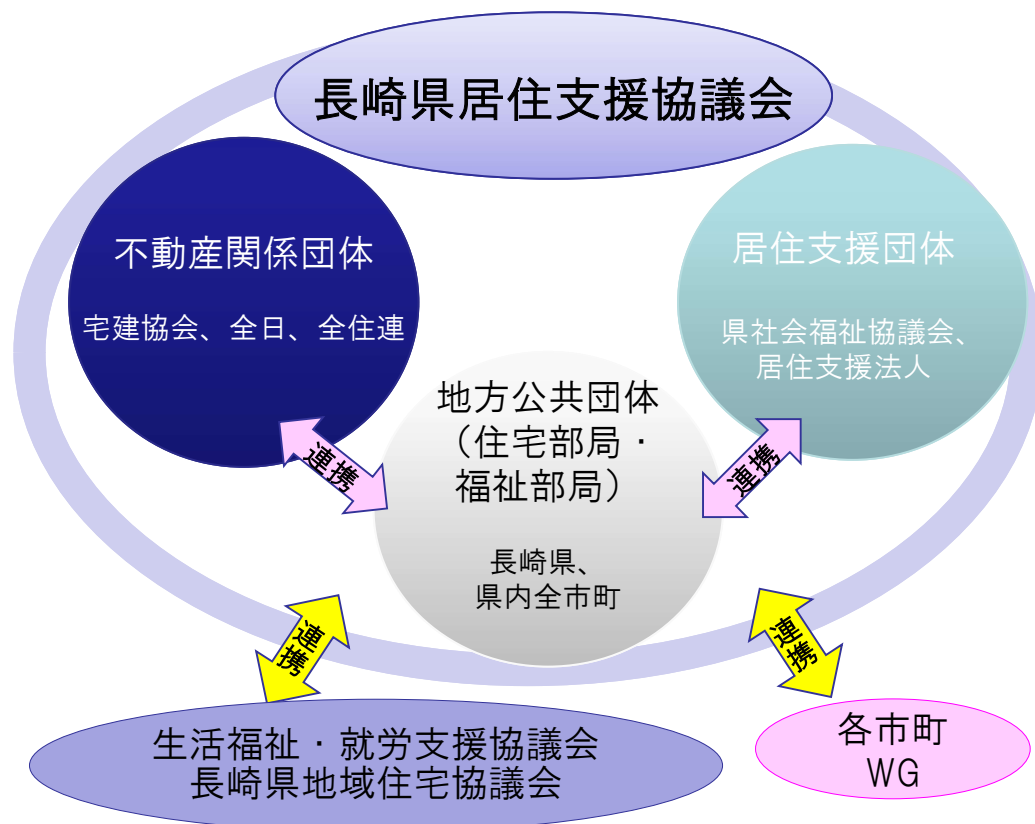


長崎県居住支援協議会の概要 H25.3. 26設立

○法令上の根拠、位置づけ:新たな住宅セーフティネット法第51条第1項により、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、県や市町、不動産団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。



○構成

- ・長崎県宅地建物取引業協会
- ・全日本不動産協会長崎県本部
- ・全国賃貸住宅経営者協会連合会
- ・長崎県社会福祉協議会
- ・アイディールコミュニティーケア(株)
- ・長崎県地域生活定着支援センター
- ・社会福祉法人 みのり会
- ・社会福祉法人 南高愛隣会
- ・ホームネット(株)
- ・(株)CORE ・合同会社 伴走舎
- ・県内全市町 ・長崎県 計33団体

○役割

居住支援に関する情報を、関係者間で共有した上で、住宅確保要配慮者、及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施する。

○設立までの経過

H24年6月 設立準備会、同6月県内で民間住宅活用型住宅セーフティーネット事業開始、
H25年1月 行政準備会、H25.3. 26設立総会開催